

昭和六十年国家公安委員会規則第十二号

座席ベルトの装着義務の免除に係る業務を定める規則

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二十六条の三の二第一項第六号の規定に基づき、座席ベルトの装着義務の免除に係る業務を定める規則を次のように定める。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二十六条の三の二第一項第六号の国家公安委員会規則で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者が行う同条第三項に規定する信書便物の取集め又は配達業務
- 二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）の規定に基づき、市町村又は一般廃棄物の収集を市町村から委託された者若しくは一般廃棄物の収集につき市町村長から許可を受けた者が行う一般廃棄物の収集業務

- 三 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定に基づき行う貨物自動車運送事業に係る業務、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第七十八条第三号の規定による許可を受けて行う貨物の運送に係る業務又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）の規定に基づき行う第二種貨物利用運送事業に係る業務のうち、貨物の集貨又は配達を行う業務
- 四 米穀、酒類、牛乳若しくは清涼飲料の小売業その他物品の小売業（販売の方法として物品の配達（当該物品に係る容器の回収を含む。以下同じ。）を行うものに限る。）又はクリーニング業に係る業務のうち、戸別に当該物品の配達又は洗たく物の受取若しくは引渡しを行う業務
- 五 清涼飲料、パンその他の飲食物品の製造業（飲食物品を製造し、かつ、製造した飲食物品の配達を行うものに限る。）又は卸売業に係る業務のうち、当該飲食物品の小売業その他当該飲食物品を使用して営む営業に係る店舗その他これに類する施設ごとに当該飲食物品の配達を行う業務

附則

この規則は、昭和六十年九月一日から施行する。

附則（平成二年二月二八日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年一月二八日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

附則（平成十五年三月五日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成一八年九月一五日国家公安委員会規則第二五号）

この規則は、道路運送法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十号）の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。